

■通関士試験問題・解説集 平成 25 年度版（正誤表）

該当箇所	正	誤
<p>解答と解説 P.52 第 10 問（保税蔵置場） 5</p>	<p>（5 の解説の内容が間違っていました。） 5 保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなすものとされている。（同法第 47 条第 3 項）</p>	<p>5 輸入申告に際しては、原則として、申告価格の総額にかかわらず、税関長に対して輸入申告に係る貨物の仕入書を提出する必要はない。しかし、輸入申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために申告の内容を確認することができる仕入書の提出を求めた場合には、輸入申告をした者は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されたものである必要があるが、荷受人（輸入者）の署名が必要とされていない。（第 68 条、関税法基本通達 68-3-1）</p>

該当箇所	正	誤
<p>解答と解説 P.52 第11問(関税の 軽減又は免除)</p>	<p>(1、3、4の解説が異なるものになっていました。) (誤=1、3、4) 1 特恵関税の適用を受ける製品は、関税暫定措置法第8条(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)を適用して減税を受けることができない。(同法第8条第2項) 3 関税暫定措置法第9条の規定により軽減税率の適用を受けるときは、用途外使用等の制限はあるもの、軽減される関税の額に相当する額の担保を求める規定はない。(同法第10条、第11条) 4 関税暫定措置法第8条による加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度は、我が国から輸出された貨物を原材料として外国で加工又は組立てた製品を輸入する場合に、その我が国から輸出された原材料相当分の関税を軽減することにより、外国での委託加工貿易の振興を図ろうとするものであることから、本邦においてその加工又は組立てが困難であるという条件はない。(同法第8条)</p>	<p>(誤=1、3、4) 1 輸入の許可の判断のために税関長に輸入申告に係る貨物の仕入書を提出する場合において、当該仕入書を電子情報処理組織を使用して税関に提出するときは、荷送人(仕出人)の署名を要しない。(NACCS法第3条第1項、情報通信技術利用法第3条第4項)(参考)電子情報処理組織を使用した仕入書の提出 電子情報処理組織を使用して輸入申告に係る貨物の仕入書を提出する場合には、電子情報処理組織と接続した電子計算機に仕入書情報登録画面(IVA画面)を呼び出して、登録を要求されている事項を入力すれば、その登録事項の入力が仕入書の提出となり、仕入書という書類の提出をするのでない。荷送人(仕出人)の署名を要しない。 2 輸入の許可の判断のために税関長に輸入申告に係る貨物の仕入書を提出した場合において、当該仕入書により当該輸入貨物の課税標準を決定することが困難であることにより輸入の許可の判断のために必要と認められるときは、税関長は、輸入申告に係る貨物の契約書、運賃明細書、保険料明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類の提出を求めることができる。(第68条、施行令第61条第1項) 3 原則として、輸出申告に際し、申告価格の総額にかかわらず、税関長に対して仕入書を提出する必要がない。すなわち、輸出申告をした場合において、税関長から輸出の許可の判断のために必要であるので、仕入書その他の申告の内容を確認することができる書類を提出するように求めがあった場合を除き、仕入書を提出することを要しない。(第68条) 4 原則として、輸入申告に際し申告価格の総額にかかわらず、また、貨物の性質又は形状等にかかわらず、税関長に対して仕入書を提出する必要がない。すなわち、輸入申告をした場合において、税関長から輸入の許可の判断のために必要であるので、仕入書その他の申告の内容を確認することができる書類を提出するように求めがあった場合を除き、仕入書を提出することを要しない。(第68条)</p>